

日高広域消防事務組合人事行政の運営等の状況

令和6年9月

日高広域消防事務組合

令和5年度日高広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

当組合職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等について、日高広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり報告します。

令和6年9月1日
日高広域消防事務組合
管理者 松本秀司

【報告内容】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員採用・退職者の状況
- (2) 職員数の推移

2 職員の人事評価の状況

- (1) 能力評価結果の状況
- (2) 業績評価結果の状況

3 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
- (4) 職員の初任給等の状況
- (5) 級別職員数の状況
- (6) 期末・勤勉手当の状況
- (7) 退職手当の状況
- (8) 特殊勤務手当の状況
- (9) 時間外勤務手当の状況
- (10) その他の手当の状況

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 勤務時間の状況
- (2) 休暇の種類

5 職員の休業に関する状況

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分の状況
- (2) 懲戒処分の状況

7 職員の服務の状況

年次有給休暇の取得状況

8 職員の退職管理の状況

9 職員の研修の状況

10 職員の福利及び利益の保護の状況

- (1) 健康診断の実施状況
- (2) 公務災害認定状況
- (3) 通勤災害認定状況
- (4) 公平委員会の業務状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用・退職者の状況

※ 職員採用に係る競争試験の結果

区 分	一次試験			二次試験		倍率	採用数
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	10人	10人	7人	7人	3人	3.3倍	3人

※ 事由別退職者数

区 分	定年	募集	普通	死亡	分限	懲戒	合計
消防職員	0人	2人	1人	0人	0人	0人	3人

(2) 職員数の推移

※ 職員数の状況（条例定数：92人）

区 分	職 員 数			対前年 増減数
	R3	R4	R5	
消防職員	92人	93人	95人	2人

(注) 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

※ 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)

区分(歳)	20歳 未 満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	職員数
職員数	3人	17人	20人	12人	8人	4人	
区分(歳)	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以 上	95人
職員数	1人	5人	4人	8人	10人	3人	

(注) 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

2 職員の人事評価の状況

仕事の業績を「勤務目標の達成度」や「仕事の成果」を把握した上で行われる業績評価と、職位や職種に必要な職務遂行能力を職務行動として評価する能力評価の両面から人事評価を実施しています。

区 分	評価期間	対象者
業績評価	4月1日～翌年3月31日	全職員
能力評価		

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(令和5年度決算)

管内人口 (令和5年度末現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
47,974人	920,596千円	652,439千円	70.9%

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	職員給与費(千円)				一人当たり 年間給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計(B)	
令和4年 度決算	93人	289,667	85,580	114,082	489,329	5,262千円
令和5年 度決算	95人	300,618	88,389	120,195	509,202	5,360千円

(注) 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
35.6歳	259,242円	336,608円

(注) 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(4) 職員の初任給等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	日高広域消防事務組合	国(行政職)
大学卒	196,200円	196,200円
短大卒	179,100円	
高校卒	166,600円	166,600円

(5) 級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務	職員数	構成比(%)
1級	消防士又は消防副士長の職務	28人	29%
2級	副主任の職にある消防副士長の職務	14人	15%
3級	消防士長の職務	16人	17%
4級	消防司令補の職務	23人	24%
5級	消防司令の職務	13人	14%

6 級	消防長の職務 困難な業務を行う消防司令の職務	1 人	1%
合 計		95 人	100%

(注) 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(6) 期末・勤勉手当の状況

区 分	支 給 割 合			令和 5 年度支給実績
	6 月期	12 月期	計	
期末手当	1. 2 月 (0. 675 月)	1. 25 月 (0. 7 月)	2. 45 月 (1. 375 月)	120, 195 千円
勤勉手当	1. 0 月 (0. 475 月)	1. 05 月 (0. 50 月)	2. 05 月 (0. 975 月)	

(注) 1 暫定再任用短時間勤務職員を含む。

2 () 内の数字は、暫定再任用短時間勤務職員の割合

(7) 退職手当の状況

区 分		勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度	その他の加算措置
支給率 (月分)	定年退職	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置

(8) 特殊勤務手当の状況

区 分	内 容	令和 5 年度支給実績
消防活動手当	火災等の現場活動に従事 (1 回の出動につき) 200 円	296 千円
救急活動手当	救急の現場活動に従事 (1 回の出動につき) 200 円	835 千円
救命士活動手当	救命士が救急活動に従事 (1 回の出動につき) 400 円	1, 587 千円
潜水作業手当	潜水作業に従事 (1 回の潜水作業につき) 1, 000 円	98 千円
夜間特殊業務手当	1 勤務 (夜間通信勤務者) 450 円 (夜間受付勤務者) 350 円	3, 359 千円
機関員手当	1 勤務 (管理職除く。) 100 円	1, 019 千円
消防業務手当	1 箇月 5, 000 円	5, 489 千円
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律 新型コロナウイルス感染症に罹患した傷	12 千円

	病者と接触した場合	
	1日	4,000円

(9) 時間外勤務手当の状況

区 分	内 容	令和5年度支給実績
正規の勤務日の時間外勤務	時間単価×125/100×時間数 (22時～5時までの深夜勤務は150/100)	14,850千円
週休日の時間外勤務	時間単価×135/100×時間数 (22時～5時までの深夜勤務は160/100)	

(10) その他の手当の状況

区 分	概 要	令和5年度支給実績
扶養手当	配偶者 6,500円	10,792千円
	配偶者以外の扶養親族(1人につき) 6,500円	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円	
	特定期間中の子(1人につき) 5,000円加算	
住居手当	借家・間借居住者 基礎控除額 11,000円	7,439千円
	最高支給額限度 28,000円	
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円	9,201千円
	自動車等利用者 片道2km以上5km未満 2,000円 ～(5km毎加算)	
	70km以上(限度額) 33,400円	
夜間勤務手当	深夜に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×25/100×時間数	7,176千円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×135/100×時間数	20,137千円
管理職手当	管理職に支給	4,788千円
	消防長 給料に15%を乗じた額	
	次長・署長 給料に9%を乗じた額	
	課長・副署長 給料に8%を乗じた額 職務の級5級職員 給料に6%を乗じた額	
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日、祝日等に緊急の公務等により勤務した場合に支給 1勤務につき6,000円以内	1,311千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

区 分	毎日勤務者	交代制勤務者
	月曜から金曜(祝祭日除く。)を勤務日とする。	2交代制勤務(1当務24時間の隔日勤務)で、3当務1公

勤務体制		休2当務1公休を1サイクルとする。
勤務時間帯		8:30～17:15
	勤務時間	8:30～12:00
		13:00～17:15
		8:30～翌日 8:30 8:30～12:00 12:45～17:00 17:45～22:00 5:00～8:30 (4時間につき休息15分)
1当務の拘束時間数	8時間45分	24時間
1当務の勤務時間数	7時間45分	15時間30分
1週間の勤務時間数	38時間45分	38時間45分

(2) 休暇の種類

休暇の種類	期間
年次有給休暇	1 暦年 20 日以内 (20 日以内の繰越しを認める。)
病気休暇	公務傷病によるもの 必要最小限の期間 一般の傷病によるもの 90 日以内
特別休暇	
職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合で、その勤務することがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はそ	1 の年において 5 日の範囲内の期間

	<p>の周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
	<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>5日</p>
	<p>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）</p>
	<p>妊娠中の女子職員が請求した場合で、当該女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認められる時間</p>
	<p>妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められるとき</p>	<p>7日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
	<p>妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間又は出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合</p>	<p>別表第2に定める期間</p>
	<p>女子職員の出産の場合</p>	<p>出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）の日から産後8週間を経過する日までの期間</p>
	<p>女子職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>職員が生後3年に達しない子を育てる場合</p>	<p>1日2回それぞれ45分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条及び別表第3において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>2日の範囲内の期間</p>
<p>職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日の範囲内の期間</p>
<p>職員が配偶者又は1親等の親族であった者の追悼の行事を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>慣習上最小限度必要と認められる期間</p>
<p>職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めら</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加えた日数）の範囲内において必要と認められる期間</p>

れるとき	
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条第1項若しくは第2項の規定により健康診断を受け、若しくは同法第18条第2項の規定により就業を制限され、又は同法第33条の規定により交通が遮断された場合	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害等により職員の現住居が滅失し、又は破壊された第17号は生活の本拠として現に居住している住居が滅失等した場合の場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害又は交通機関の事故により出勤することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	<p>※介護の対象者</p> <p>職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫</p> <p>※期間</p> <p>2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間（無給）</p>

※ 別表第2

妊婦等の期間	回 数	1日以内で必要と認められる期間
妊婦満23週まで	4週間に1回	
妊婦満24週から35週まで	2週間に1回	
妊婦満36週から出産まで	1週間に1回	
産後1年まで	1回	

※ 別表第3

親 族		日 数
配偶者		10日
血 族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	1親等の直系卑属（子）	5日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2親等の直系卑属（孫）	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（叔父叔母）	1日
姻 族	1親等の直系尊属（配偶者の父母、父母の配偶者）	3日
	1親等の直系卑属（配偶者の子、子の配偶者）	1日
	2親等の直系尊属（配偶者の祖父母、祖父母の配偶者）	1日
	2親等の傍系者（配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者）	1日
	3親等の傍系卑属（配偶者の伯叔父母、伯叔父母の配偶者）	1日

5 職員の休業に関する状況

区 分	取 得 状 況	
	男性職員	女性職員
子が誕生した職員	12人	0人
育児休業	2人	0人
育児短時間勤務	0人	0人
部分休業	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
分限処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
懲戒処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

年次有給休暇の取得状況

区 分	人 数	取 得 数	平均取得数
毎日勤務者	18 人	221.5 日	12.3 日
隔日勤務者	77 人	1092.9 日	14.2 日
計	95 人	1314.4 日	13.8 日

8 職員の退職管理の状況

該当する退職者による、任命権者への届出が必要となる法人等への再就職はありませんでした。

9 職員の研修の状況

和歌山県消防学校	初任教育	4 人
	救急科	3 人
	潜水救助教育	1 人
	特殊災害科	2 人
	消防操法指導員教育	2 人
	初級幹部教育	2 人
	救急隊長教育	2 人
全国消防長会東近畿支部	予防業務研究会	1 人
	違反是正事例発表会	3 人
和歌山県消防長会	消防研究発表会	2 人
	総務部会	2 人
	特別巡回講習会	2 人
	警防部会	2 人
	予防部会	3 人
	救急部会研修会	3 人
	火災調査研修会	2 人
地方公務員安全衛生推進協会	消防職員安全衛生管理研修会	1 人
和歌山県市町村職員研修協議会	監督者一次研修	2 人
	監督者二次研修	2 人
	ハラスメント研修	2 人
	被評価者研修	2 人
	公用文の書き方研修	2 人
	Excel 基礎研修	2 人
	一般職員一次研修	2 人
	一般職員二次研修	2 人
大阪市消防局	救急救命士養成課程	1 人
兵庫県消防学校	特別教育 災害現場指揮科	1 人

	専科教育 予防査察科	2人
総務省消防庁	救助シンポジウム	1人
救急振興財団	全国救急隊員シンポジウム	3人
	救急救命士養成研修	1人
消防大学校	火災調査科	1人
近畿救急医学研究会	救急隊員部会	8人
安全運転中央研修所	消防・救急緊急自動車運転技能者課程	2人
和歌山市消防局	救急救命士病院事前研修	2人
和歌山県立医大	気管挿管実習	2人
ひだか病院	救急救命士再教育病院実習	3人
	救急救命士就業前研修	2人
和歌山病院	救急救命士再教育病院実習	2人
	救急救命士就業前研修	2人
北出病院	救急救命士再教育病院実習	4人
	救急救命士就業前研修	2人
北裏病院	救急救命士再教育病院実習	3人
	救急救命士就業前研修	2人
南和歌山医療センター	救急救命士再教育病院実習	13人

10 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

区 分	受 診 者 数
定期健康診断（全職員対象）	95人
特殊健康診断（潜水士対象）	15人

(2) 公務災害認定状況

区 分	認 定 者 数
負 傷	0人
疾 病	0人

(3) 通勤災害認定状況

区 分	認 定 者 数
出 勤 途 上	0人
退 勤 途 上	0人

(4) 公平委員会の業務状況

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和5.4.1 ～令和6.3.31 要求案件数 (事案件数) B	令和5.4.1 ～令和6.3.31 処 理 件 数 (事案件数) C (D+E)	左 の 内 訳		令和6.3.31 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				令和4年度末 未処理件数の うち処理件数 D	令和5年度 新規要求件数 のうち処理件数 E	

措置 要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
----------	----------	----------	----------	---	---	----------

イ 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和5.4.1 ～令和6.3.31 請求件数 (事案件数) B	令和5.4.1 ～令和6.3.31 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左 の 内 訳		令和6.3.31 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				令和4年度末 未処理件数の うち処理件数 D	令和5年度 新規請求件数 のうち処理件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	免 職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
	戒 告	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)